

掛川市告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。その関係図面は、平成27年6月29日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月29日

掛川市長 松井三郎

市道変更路線表

NO	路線名	起 点		終 点		重要な経過地
1	第二区画101号線	旧	下俣字小鷹町1011-1	旧	十九首字十九首65-3	
		新	下俣字松ノ木1011-1	新	十九首字十九首4-1	
2	第二区画119号線	旧	小鷹町60	旧	小鷹町9	
		新	小鷹町60-1	新	下俣字十九首裏1055-3	
3	仏沢北線	旧	入山瀬字仏沢1004-2	旧	入山瀬字小笠山851-269	
		新	入山瀬字仏沢1005-1	新	入山瀬字小笠山851-500	